

令和8年8月

競争的研究費の直接経費からの研究代表者（P I）の人件費の支出により
確保された財源の活用方針

日本原子力研究開発機構

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和2年10月9日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、当機構に所属するP Iが競争的研究費の直接経費から自らの人件費を支出することにより確保された財源（以下「財源」という）について、以下のとおり活用方針を定める。

1. 目標

研究者等一人ひとりの成長と挑戦を後押しし、創造的・先導的な研究成果の創出につながる研究環境を構築することにより、研究力の持続的向上と機構全体の研究開発力強化を図る。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

財源を以下の使途で活用する。

- （1） 研究代表者（P I）等に対するインセンティブ付与
 - ・ 研究代表者（P I）の処遇向上
 - ・ 研究プロジェクトに参画した研究分担者の処遇向上 等
- （2） 研究人材の戦略的強化
 - ・ 若手研究者（任期制等）の新規雇用
 - ・ 研究生、実習生等に対する研究活動、リクルート活動の支援
 - ・ 若手研究者のスタートアップ研究の支援
 - ・ 当該研究からスピントウトした研究への支援 等
- （3） 研究環境の整備
 - ・ P I等の研究環境整備
 - ・ 研究用設備、機器の整備
 - ・ 研究用消耗品の購入
 - ・ 論文、研究成果発表の支援
 - ・ 研究アシスタントの雇用 等

3. 活用にあたっての留意事項等

競争的研究費の直接経費からP Iの人件費を申請、執行する際の留意事項を以下に示す。

- （1） 直接経費の使途は研究費を獲得したP Iが研究の着実な遂行のため判断するものであり、直接経費からのP I人件費の支出を機構が強制するものではない。
- （2） 活用した実績を機構ホームページ等において公表するものとする。
- （3） 本方針については本機構に所属する研究者等の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、本方針に掲げる目的の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて組織として取り組む。